

略し委員会報告とおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)

おはかりいたします。

ただいま五番川窪清一

君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)

異議なしと認めます。

よって議案第百六

号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(塩野鉄之助君)

日程第四及び日程第五は関連がありますので、

一括議題といたします。

日程第四議案第百七号福生市重度心身障害者福祉手当条例

日程第五議案第百八号福生市心身障害者福祉手当条例

以上二案を一括して議題といたします。

本二案についてはともに厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君)

審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

別添参照

引き続きまして本案について補足説明を申しあげます。

本案二件はともに関連がありますので、一括して審査をいたしました。本案審査に先立って福祉事務所長より説明を求めました。重度心身障害者福祉手当条例は都の負担で実施しようとするもので、先ほどご審議いただきました児童育成手当においては支給該当者が成人に達すると支給を打ち切れ、かつ六十五歳以上にならないと老人福祉手当の対象とならない。そこでその間の空白を埋める意味で今回条例化をしようとするものであり、これは区市町村が一体となって進めているものである。またこの支給要件は精神薄弱者は中度以上、身体障害者は二級以上、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者は月額五千円を支給するもので、この財源は事務費を除いて都が全額負担する。

なお都においては老人手当とこの手当との併給は認めていない。次に心身障害者福祉手当条例は市の関係で現在市独自の政策をもって行っている。福生市重度心身障害者福祉手当条例の形を残す意味から設けたもので、このおもな内容は支給範囲の拡大で従来障害者に対して三級までしか支給されていなかったものを四級まで支給するようにし、かつ議案第百七号の該当者にも支給しようとするものであるとの概要説明の後、二議案について各条項にわたる説明がなされ質疑に入りしました。

この二案についてともに現行の福祉手当条例中の保護している者という字句がなくなっているが、これは身体障害者加一人で住むことはないので保護している者というのは当然でありすっきりしているわけであるかそういう意味でこの字句を削ったものかとの質問に対し、保護している者という字句については例規審議会でも検討し、都に問い合わせたところ、都においては人間尊重の意味から法的なものがなければあくまでも本人に支給することであり、ここで改めたものである。また現在施設に入所している者はどの程度かに対し、施設入所者は現在六名いるとの答弁があり、また施設に入所している者には手当が支給されないか、こ



れについて今後全額とはいわず五割程度でも支給できるよう考慮されたいとの意見もあり、慎重に審査した結果、当委員会としては全員異議なく本二案を原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおりご可決くださるようお願いいたします。して補足説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○五番（川窪清一君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百七号及び議案第百八号については討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま五番川窪清

一君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)

ご異議なしと認めます。

よつて議案第百七

号福生市重度心身障害者福祉手当条例及び議案第百八号福生市心身障害者福祉手当条例の二案は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(塩野鉄之助君)

日程第六議案第百九号福生市災害弔慰金の

支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君)

審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

別添参照

引き続きまして本案について補足説明を申しあげます。

本案は災害にあった場合の弔慰金の支給及び生活立て直しをするための援護資金の貸付けを行うことにより、市民の福祉並びに生活の安定をはかるよう新たに本条例を設けようとするもので、これは全国的に統一された内容で提出されました条例であります。本案審査に

先立って担当の福祉事務所長より各条項にわたりただいまのような説明がなされた後、各委員より活発な質疑がかわされました。

こうした災害が発生することは好ましくないが、かりに関東大震災級の大規模災害のあった場合も該当するのか。両親が死亡し子供の

み残された場合の援護資金はどうなるのか。家屋の火災との関係は

どうなのか。弔慰金支給の場合の令第一条と援護資金貸付けに

おける令第三条との関係はどうか等の質疑があり、これに対して当該

団体の中で五戸以上の滅失家屋があれば大規模災害であっても弔慰金

は一人五十万円支給される。また所得制限は前年度の総所得金額

百五十万円以上は該当しない。両親が死亡し子供だけ残された場合

援護資金は償還期間の猶予とか利子免除という方法もあるが、そ



の場合は生活保護法が適用されると思う。次に災害弔慰金における令第一条は当該団体に五戸以上の滅失家屋がありしかも死七事故のあった場合の弔慰金であり、災害援護資金における令第三条は滅失が六十世帯以上ある場合の災害救助法の適用を受けた場合において災害援護資金の貸付けを行うことである等の^答弁があり、またこの条例の適用を受けるようでは困るが、国の法律によって定められている条件もあり、福生市には大きな影響も少ないと思うので市独自でも条件を緩和し、適用拡大できるようにお願いしたい等の意見が出された後採決いたしましたところ、当委員会としては全員一致原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおりご可決くださるようお願い申し上げます。

まして補足説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。



○五番（川窪清一君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百九号については討論を省略し委員会報告のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま五番川窪清一

君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第百九

号福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の代貸付けに関する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（塩野鉄之助君） 日程第七議案第百十号福生市下水道事業受益者負担に関する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委

員長から報告を願います。

(建設委員長大野行夫君登壇)

○建設委員長(大野行夫君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

簡単に審議の内容をご報告させていただきます。

本条例は都市計画法に基づき、これが事業の計画を早期に推進し、安定的財源をはかるために昭和四十八年度より事業を始め、その後各地域ごとに十数回にわたり説明会をもちPRにつとめその趣旨を訴えてまいりました。当委員会も特定事件として議会の決定を受け、調査研究を重ねておりますことは議員各位の周知のとおりでございます。去る四月三日の全員協議会におきましても趣旨説明のとおりであり、本条例に定める第三条は排水区域の第一期工事分、すなわち昭和四十八年度から昭和五十二年度までの施工面積百三十一ヘクタールで、負担総額十一億九千五百万円で各地主、家主の負担する金額は建設省の指針により最低五分の一を採用し、一平方メートル当たり百八十二円となっております。牛浜駅西側を施工いたしました四十八年度

分については一平方メートル当たり八十六円であり、今後の経済情勢等を考え、工事費一〇％アップを考えると二百三十六円となり、また二〇％のアップとなると二百五十六円となるのであり、この分に対しては追徴は行わない考えである。またこの負担は年四回に分け、向こう五カ年間にわたって徴収することとし、昨年工事を行った牛浜駅西側周辺は昭和五十二年度から使用できる予定であり、この受益者負担の徴収は福生駅周辺等を含めた昭和五十二年度から向こう五カ年間で徴収する予定である。また負担の減免対象は生活保護家庭、墓地、鉄道、駅前広場、町会等の集会所の施設、敷地、公共性の高い私道等もこの対象として一〇％となっている。神社、仏閣、私立保育園、幼稚園等は七五％、第八条第二項の三年以上経過したものは賦課しないことになっているが、この質問に対しましては賦課対象区域として公告し、令書を発行するわけであるが、このときに三年以上経過してしまつたものは免除されるという規定であり、徴収猶予との関係はない等の質疑応答の後、本案に対しましては当委員会といたしまして、全員異議なく可決した次第でございます。

よろしくご審議ご可決くださいますようお願いいたしまして簡単ではございますが、補足説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

本案に対し討論の通告がありますので、これより討論を行います。討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。 反対者十番松山 清君。

（十番松山 清君登壇）

○十番（松山 清君） 議案第百十号福生市下水道事業受益者負担に関する条例について反対討論をいたします。

公共下水道を早期に布設をし、排水の心配をしなくてもいいように、くみ取り便所の悪臭や不衛生状態に悩まされなくてもいいように、また多摩川に清流をよみがえらせるためにも、下水道を一日も早く使用できるようにすることは、市民全体の願いであると私は考えております。

憲法第二十五条においても、国はすべての生活部面について社会福祉、

社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと定められております。しかるに今日の自民党政府は一貫して大企業優先の

政治を行い、国民の生活環境の整備についてはなおざりにしてきました。下水道事業についても国の補助金を出し渋り、地方自治体に対して不

当に過大な財政負担を押しつけてきております。しかもそれはかりではな

く、昭和四十年に出された「公共下水道事業の実施に伴う受益者負担金制度の採用について」という建設省都市局長及び自治省財務

局長の通達、また昭和四十四年に出された「都市計画下水道事業受益者負担金の徴収について」という建設省都市局長通達により、住

民に対して大きな負担を押しつける受益者負担金制度の採用をすることを行政指導してきており、受益者負担金制度の有無により補

助金や起債の差別を行うなどということは全く許しがたいものであります。私は自民党政府の地方自治体の圧迫と国民不在の政治に対して

強く糾弾をするものであります。

しかしこのような政府のもとでも地方自治体として市民生活の向上の



ためにとるべき道はあります。自民党政府に迎合をしていいなりになる地方自治行政を行っている福生市の態度は改めなければなりません。受益者負担金制度をやむを得ないものとして採用し、これを行政指導している関係官庁に対して何ら撤回させるための運動をしようとするしないことはもとより、公共下水道事業への国庫補助率の大幅な引き上げや、国の補助対象となる管を現行の三百ミリを二百五十ミリにさせるための運動など、取り組むべきものがたくさんあると考えます。かかるこれらの運動を積極的に行うことなく、下水道を早期に実施してほしいという市民の要請を逆手にとるような受益者負担金制度の採用はやるべきではないと考えます。

日本共産党は今後とも国会においてはもちろんのこと、地方議会においても公共下水道の早期実現のために国庫補助率の大幅な引き上げや補助対象の拡大、受益者負担金制度の有無による差別の撤回、また起債条件の改善、地方自治体の自主性の尊重など政府に対して要求していくものであることを申し述べて、私の反対討論といたします。

○議長(塩野鉄之助君)

賛成者十九番大野行夫君。

(十九番大野行夫君登壇)

○十九番(大野行夫君)

議案第百十号の受益者負担金制度に対する賛成討論を行います。

受益者負担金条例につきましては、都における下水道計画に基づく方針と並行して、わか福生市加昭和四十八年度より計画施工しております公共下水道工事については地域住民が利益を受けることからその工事費の一部を市民にまかなうとするものであり、都市計画法第七十五条の定めるところにより制定しようとするものであります。

建設委員会の方針も昨年来より常に実施をしております他市等との連携をとり負担率の割合を都市計画審議会等にもはかり、細部の点につき討議を重ねてまいりました。市民の負担を最小限度にとどめるべく、去る三月定例会中においても全員協議会にはかり、本条例を制定しようとするいままでの歩みと、またすでに実施をしております北多摩各地区各市の状況等々議員各位の承知のところであり、経済不安定な昨今の世界市場の中において画期的な生活の中より安住



の市民生活を送ることのできるいま、私たち市政を預かるものとして最大の事業である下水道計画の中において、負担金はだれもが最小限度を願うところであります。それにはその利益を受ける市民に下水道の知識を知ってもらうとともに、その市民に原則的な説明ができるよう、まず市政を預かる私たち議員より基本方針制度の意義づけをと、四月三日全議員協議会におきまして各議員の意見を求めた次第であります。

その後におきまして利用地域を十地区に分け、婦人生活学級また所管公庁等をも対象にして四月早々より地域説明会に入ったのであります。

まず四月四日市役所におきまして本町一、二、三町会の方々に、また九日には第一小学校体育館におきまして中央、本町六町会、長沢一、二町会の方々に、十一日には福祉会館におきまして牛浜一、二町会、原ヶ谷戸町会、また十二日には第四小学校体育館におきまして加美平一、二町会、永田町会の方々に説明を行いました。また十五日には第六小学校体育館におきまして本町七、八町会の方々に、十七日には睦会館におきまして志茂二町会の方々、十八日には中福生会館におきまして志茂一町会の方々に、二十三日には第二小学校体育館におきまして

鍋一、二町会の方々に、二十五日には福祉会館に福栄、武蔵野、熊牛、玉川台、富士見台等の町会の方々に、二十六日には第五小学校体育館に

内出南等、二十六の町会を対象にし、また同じく二十六日に福祉会館におきまして婦人生活学級の方々にも説明を行いました。また六月に入り

ましては二十六日福祉会館、二十八日には埼玉銀行、七月一日には農協の三階会議室、三日には西友の会議室等をお借りしまして、第一期認可

またさかのぼりまし

た五月二十二日には市役所に電電公社、郵便局、国鉄八王子建築区、福生病院、消防署、警察署、多摩高校、福生高校、横田防衛施設事務所、東京都民生局、建設省多摩川上流事務所、建設省京浜工事事務所、法務局福生出張所等の官公署の方々にもおいでを願ひ、細部にわたる説明を行っております。延べ十五日間十六回以上におき

まして市民とひざつき合わせて談合し、参加者一人一人とコミニティを重ね下水道の重要性、利用性を説き語り、今日にまで至っております。

本条例は地主家主が利益を受ける対象者であり、これら地主家主からもだれ一人反対者はなく、早期実現を要求する声で終始日程を



終えることができたのであります。一番中心となるべき市民全参加者より賛同の声を聞き、この席に参加いたしました所管議会の責任者として本条例受益者負担金制度の施行に一段と力を得るとともに、これからも市民とひざつき合わせてのコミュニケーションにより、市民の声である早期利用実現にまい進することを確信いたしまして賛成討論といたします。

(拍手)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で討論を終わります。

これより議案第百十号について起立により採決いたします。

本案について委員会報告とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(塩野鉄之助君) 起立十八名、多数であります。よって議案第百

十号福生市下水道事業受益者負担に関する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(塩野鉄之助君) これより十一時まで休憩いたします。

福生市議会



午前十時四十六分 休憩

午前十一時 開議

○議長(塩野鉄之助君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第八議案第百十六号昭和四十九年度福生市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、順次委員長から報告を願います。まず総務委員長貫井喜代次君。

(総務委員長貫井喜代次君登壇)

○総務委員長(貫井喜代次君) 審査報告を申しあげます。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして補足説明を申しあげます。

当委員会に付託されました歳入全般と歳出関係の審議にあたっては歳入、歳出を分けて議事を進めたわけでありまして、

歳入のおもな内容については今回新たに学習等供用施設を建設

請四

請五

陳七

陳八

閉会中の模様を  
録音したものを  
提出する

議百十六

議百十七

議百十八

議百十九

するにあたり、特別交付税分で見込んだための地方交付税千五百万円、負担金は南公園整備に対する区画整理会計からの負担分六百万円、国庫負担金で基地排水の武蔵野幹線事業分として八億円を計上し、そのほか老人医療、生活保護、児童手当等の国の負担分、国庫補助金では基地排水の中央幹線事業に対する補助金や学習等供用施設補助、二中増築に対する文部補助、防衛補助金等を含め八千六百六十九万一千円、都負担金では児童手当や新設される災害弔慰金、老人福祉手当の増額分等を含め二百五十九万六千円、都補助金では振興交付金として千七百九十万八千円のほか、三中、七小のプール、二中の増築を含め三千二十四万九千円、都の委託金加百四十万一千円、寄付金の二千十万円は長谷川工務店等のマンション建設に伴うもの、繰越金において今回九千七十九万四千円、受託事業収入では七小、三中に対する公団からの立替え金二千余万円、競輪の事業収入が四千万円、雑入で二十八万五千円、市債では七小新築、二中増築事業にかかわる学校建設債として千九百四十万円、学習等供用施設整備事業に対する社会教育施設債として四千四百四十万円、その他清掃関係を含め七千二百三十万円の補正となつて

いる。このような歳入についての説明があり、これに対し各委員から今後の繰越金はどうか。職員のベースアップに対する財源と関係予算、

条例についてあるいは基地排水工事に対する国の事務費、人件費の負担はどうか。さらに先般の全員協議会にも出ましたマンション建設に伴う寄付金の基準単価と今後の考え方について等、活発な質疑があり、これに対し繰越金については本年度における経済情勢等から歳出も極力押さえ、歳入における起債や都の振興交付金、あるいは税收においても若干の増が見込まれるということから、当初計上額とあわせ一億二千万円程度出るものとみている。今後の人件費の財源関係については、予定として税收において一億七千万円、流域下水道に対する基地関係負担分として三千六百五十万円、国の総需要抑制に伴う市負担分の減として二千六百万円、その他交付税の再算定による増を含め三億円程度加予想され、職員のベースアップに要する一般会計経費約二億二千万円はこれらで措置できるものと考えている。またこの関係条例予算を今定例会に予定していたが、その後市長会等においても人事院勧告分は国で財源措置をしてほしいとの運動も行っており、当市においても暗中模索している